

国民年金保険料の免除・納付猶予申請をする方は**所得申告**が必要です！

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが難しい場合、一定額の所得以下であれば、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用することができます。

ただし、この制度では**申請年度の前年所得の審査がありますので、所得申告が必要です。**

また、平成30年6月分までの保険料全額免除または納付猶予が認められている方で、平成30年7月分から平成31年6月分までの**免除・納付猶予申請を継続される方**についても、所得審査がありますので、平成29年分の所得申告が必要です。所得申告がお済みでない方は、**6月中**に所得申告をしてください。

◇**免除の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻(別居中を含む)・世帯主

◇**免除の場合の所得基準**

免除の種類	所得基準
全 額 免 除	(扶養親族の数+1) × 35 万円 + 22 万円
4 分 の 3 免 除	78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半 額 免 除	118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4 分 の 1 免 除	158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

申請年度の
前年所得が、
左表計算額の
範囲内である
こと。



◇**納付猶予の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻(別居中を含む)

◇**納付猶予の場合の所得基準** (扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円

20歳前の傷病による障害基礎年金を受けている方も**所得申告**が必要です！

20歳前に傷病を発症し、その初診日において**20歳未満**であった方の障害基礎年金については、本人が国民年金保険料を納めていないことから、所得制限が設けられているので、**所得申告が必要です。**

障害基礎年金以外に収入がない場合でも、所得申告が必要です。

所得申告をしたうえで、日本年金機構から送付される**所得状況届**などを、7月31日までに国保年金課へ提出しなければ、障害基礎年金の支給が停止されます。平成29年分の所得申告がお済みでない方は、**6月中**に所得申告をしてください。

**4ケタの年金
コードが「26」
または「63」で
始まる方が対象
です。**



年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのご利用ください。なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への**電話予約が必要です**。電話予約は相談日の**1 か月前**からできます。

相 談 日	相 談 場 所
平成30年7月19日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 9月20日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 10月18日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 11月15日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
平成31年1月17日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 2月21日(木)	市 役 所 2 階 西 会 議 室
// 3月22日(金)	市 役 所 5 階 会 議 室

◇**相談時間** 10:00~11:30
13:00~15:00

◇**電話予約** 田辺年金事務所
☎0739-24-0435

◇**電話予約方法**

自動音声による案内が流れます。「プッシュボタン [1] を押し、次の案内でプッシュボタン [2] を押す。」か、「番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」